

発議第9号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成17年松阪市条例第297号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月10日 提出

松阪市議会議員	中	島	清	晴
	今	井	一	久
	堀	端		脩
	野	呂	一	男
	中	村	良	子
	山	本	芳	敬
	大	平		勇
	西	村	友	志
	田	中		力

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成17年松阪市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「欠席するとき」を「出席できないとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。